令和８年 11 月 10 日
経済産業部商業課

商店街事務所建替え事業補助金の一部返還について

1　主旨

平成 28 年度に用賀商店街振興組合（以下、「用賀商店街」という）が実施した商店街事務所建替え事業（以下、「建替え事業」という）において東京都及び世田谷区が交付した補助金に過払いがあったことが判明したため、用賀商店街から都及び区に対し、違約加算金を含めて補助金の一部を返還させることについて報告する。

2　事案の概要

平成 28 年度に用賀商店街が事務所建替え事業を行い、総事業費の 2/3 について東京都及び世田谷区が 1/3 ずつ負担し、補助金を交付した。

この建替え事業について、用賀商店街の組合員から区に対し、実際には設置されていない設備に対する補助金の申請・交付が行われているのではないかという問合せがあったため、用賀商店街から提出された当時の実績報告書の確認や商店街関係者へのヒアリング等の調査を行ったところ、実績報告書の工事内訳に実際には設置されていない設備（小荷物専用昇降機及び電動シャッター）が含まれており、その分も補助金が交付されていたこと、工事内訳に含まれていない設備が設置されていることが判明した。

本来は、工事の内訳に変更があった場合、書面による区への事前連絡が必要なところ、その手続きがなされておらず、商店街内部における会計処理や監査体制に問題点があると言わざるを得ない状況であった。しかしながら、工事内容の変更や契約関係資料を隠ぺいするような行為は確認されず、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたといえる事実は確認できなかった。

そのため区は、地域経済活性化の拠点施設の整備という事業目的は達成されていることに鑑み、世田谷区活力ある商店街育成事業補助金交付要綱（別紙 1 要綱抜粋参照）第 17 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、設置されていない設備に関する補助金交付決定の一部を取り消すとともに、交付済みの補助金の一部及び、これまでの期間の違約加算金を用賀商店街に返還させるものとする。

3　返還させる補助金

（１）補助金名称

世田谷区活力ある商店街育成事業補助金

（２）補助金の概要

商店街が行う活性化事業を支援することで、商店街の振興と地域経済の活性化を図ることを目的として、商店街共同設備施設の整備、改修、撤去や販売促進事業等を補助する。補助金は都と区が負担しており、区が都負担分と区負担分を合わせて商店街に交付する仕組みとなっている。区は商店街へ補助金を交付した後、都から都負担分の補助金を受け取る。

平成 28 年度と調査後の比較

		A)平成 28 年度	B)調査後	（A-B）差額
総事業費		40,880,000 円	40,880,000 円	-
補助対象経費		40,880,000 円	39,810,800 円	1,069,200 円
補助金額 2/3		27,253,000 円	26,540,000 円	713,000 円(※①)
内訳	都負担額 1/3	13,626,000 円	13,270,000 円	356,000 円
	区負担額 1/3	13,627,000 円	13,270,000 円	357,000 円

※①補助金の過払い額

（３）返還額

①補助金の過払い額	713,000 円
②違約加算金	813,310 円(最大額)
① ＋②返還額合計	1,526,310 円（最大額）

※②違約加算金の計算

（世田谷区活力ある商店街育成事業補助金交付要綱第 20 条（別紙 1 要綱抜粋参照）に基づく）

年 10.95%、返還金の納付日までの日数で計算するため、現時点では最大（時効満了日令和 9 年 3 月 2 7 日）日数で計算

区への違約加算金：429,471 円

都への違約加算金：383,839 円

4 用賀商店街及び区の問題点

（１）用賀商店街

①建替え事業の契約書の工事内訳に記載されていたが実際には設置されていなかった設備（小荷物専用昇降機及び電動シャッター）について、別の設備等（階段の拡幅と勾配の緩和、オーニングの設置）に振り替えていたにもかかわらず、契約変更を書面により行わずに口約束で発注し、工事内容変更に関する、区への報告を怠るなど、公金を活用した事業であるという認識が低く、ずさんな扱いが行われていた。

②設置しなかった小荷物専用昇降機を商店街の財産目録に長期にわたって掲載しており、会計処理や監査体制に不備があった。

（２）区

①税金が原資である補助金を活用した事業であり、事業変更にあたっては適正な手続きが必要であることを商店街に認識させるための指導が不十分であった。

②実績報告書の審査において、記録写真等による確認を行ってはいたものの、商店街から提出させた写真の数が少なく、書類審査だけでは確認が不十分であった。

③区職員は実績報告書どおりの工事が行われているかという観点での現地確認が不十分であり、実績報告書には掲載されているが実際には設置されていない設備があることを見落としていた。

5　再発防止策

（1）用賀商店街に対し、不適切な会計及び不十分な監査体制の是正について指導を行う。

（2）用賀商店街から区に対し、補助金の一部返還となった経緯、原因及び再発防止策について顛末書（別紙２）を提出させた。今後、本事案について用賀商店街内部での情報共有の実施と再発防止策を講じさせるものとする。

（3）全商店街に対し、今回の事案を踏まえて補助事業の適正な執行について注意喚起を行う。

（4）全商店街に対し、毎年の補助金申請の案内において、補助事業の企画・運営・契約・支出その他一切の手続については関係法令及び補助金交付要綱等を十分に遵守し、透明性及び公平性の確保に努めるよう指導を行う。

（5）適正な補助事業の執行にむけ、施設整備事業については実績報告における書類審査に加え、途中経過の確認や現地調査による工事内容の確認を行うなど審査体制を見直す。

（6）本件について、組織としての教訓を継承するため、発生経緯や判断過程、対応上の課題を文書化し、係内マニュアルへの反映及び事務引継書等への記載を行い、定期的な職員間の情報共有を実施する。

別紙１

世田谷区活力ある商店街育成事業補助金交付要綱　抜粋

（交付決定の取消し）

第１７条　区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 前２号のほか、補助金の交付の決定の内容、これに付した条件、規則の規定に基づく命令又は法令に違反したとき。

２　前項の規定は、第１３条第１項の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

３　区長は、前２項の規定により取消しをしたときは、当該補助事業者に世田谷区活力ある商店街育成事業補助金交付決定取消通知書（第１５号様式。以下「取消通知書」という。補助事業者が社会福祉法人にあっては、施行規則第８号様式。）によりその旨を速やかに通知しなければならない。

（補助金の返還）

第１８条　区長は、前条の規定による取消しをした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に取消通知書により、期限を定めて当該補助金の返還を補助事業者に命じなければならない。

（違約加算金及び延滞金）

第２０条　区長は、第１８条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者をしてその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき、年１０．９５パーセントの割合で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

２　区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、　年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

３　前２項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても３６５日当たりの割合とする。

別紙２

令和８年１１月５日

世田谷区長　保坂　展人　様

用賀商店街振興組合
理事長　小林　弘忠

商店街事務所建替え事業に係る実績報告内容の相違について

このたび、平成２８年度に実施した商店街事務所建替え事業につきまして、区へ提出した実績報告書の内容と実際の工事内容との間に相違があることが判明いたしました。
補助金の交付を受けて実施した事業であるにもかかわらず、適正かつ正確であるべき実績報告に誤りが生じ、区の補助金執行及び事業確認に支障を生じさせたことにつきまして、その責任の重大性を重く受け止めております。
区をはじめ関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。
事実関係の確認及び組合内における調査を行いましたので、その結果を下記のとおりご報告いたします。

記

１　事業概要
事業名：商店街事務所建替え事業
事業実施期間：平成２８年４月から平成２９年１月まで
施工事業者：株式会社上長組
補助金名：世田谷区活力ある商店街育成事業補助金

２　判明した事実
区へ提出した実績報告書において施工済みとして報告した工事内容の一部について、実際には施工されていなかったことが判明しました。

- 小荷物専用昇降機工事
- 電動シャッター工事

３　判明に至る経緯
商店街事務所の建設以降、実績報告書類や契約書類・図面の内容と実態との間に差異（変更した内容が反映されていない、設置しなかった小荷物専用昇降機が決算書に残っている等）が存在していましたが、商店街側ではこれに気づかないまま見過ごしていました。
この差異は、令和８年６月総会に向けた理事会の中で理事により指摘されたことがきっかけとなり判明しました。
その後調査していく過程で電動シャッターが設置されていないこともわかりました。

小荷物専用昇降機については、現物がなく、しかし備品にある理由が思い当たらず、会計事務所に相談の上、処分したものとして帳簿から消去しました。階段へ設置を検討したことがあった「イス型リフト」と「小荷物専用昇降機」を取り違えて認識していましたが、「現物がないならば処分したとしか考えようがない」と考え、総会における質疑の際にもこの認識で不正確な答弁を行っておりました。

４　商店街による調査結果
当組合において、工事関係書類の確認及び関係者への聞き取りを実施した結果、以下の事項を確認しました。

（１）小荷物専用昇降機設置取りやめについて
新事務所の構想時、イベント機材の 2 階収納（期待①）や高齢者の利便性向上（期待②）を目的として、施工会社（上長組）の概算見積・図面をもとに設置前提で検討を進めていました。
検討を進める中で、設置しても事務所スペースが狭くなること、および期待していたイベント機材の収納に適した設備ではないことが判明したため、設置を取りやめました。

（２）代替・追加工事（階段の勾配緩和・オーニング設置）について
階段の勾配緩和: 高齢者の利便性向上（期待②）のため階段用「イス型リフト」を検討したものの、ユニットが大きく階段が狭くなるため断念し、代わりに「利用しやすい階段」として勾配緩和工事を実施し、建築確認申請図面に反映させました。

（３）電動シャッターから手動シャッターへの変更について
平成 28 年 6 月の建築確認申請および契約書添付図面には電動シャッター（サンオート AD）と記載されていました。
明確な決定時期や記録は残っていませんが、災害（停電）時にかえって使い勝手が悪くなる懸念があったため手動へ変更いたしました（配線工事の関係から工事開始前に変更されたと推測されます）。

（４）代替・オーニング（ヒサシ）の設置について
事務所前でのイベント集客時に収納可能なヒサシが必要と考え、事務所引き渡し後の翌年度（平成 29 年度）に施工を行いました。

なお、当時の契約担当者（上長組の前社長）が退職しており、商店街側でも相談・決定の具体的な時期や記録が残っておらず、詳細の確認が困難な状態となっています。

５　発生原因

提出された実績報告書の契約書と契約書原本添付の見積内訳が異なる点については、検討を重ね実際との折り合いをつける過程で変更をしていった、その変更内容が、報告書に反映されなかったことで生じたミスと考えられます。

建設以降、財産目録等の記録上に小荷物専用昇降機が残ったまま見落とされていたように、商店街における記録やその管理業務が杜撰であったことが本件の差異を生み、見過ごすに至った根本的な要因であったと認識しています。

今回の事案について組合内で検証した結果、主な原因は以下のとおりと考えております。
（１）施工内容確認の不足
工事完了時において、組合役員による現地確認及び完成確認が十分に行われていませんでした。
（２）書類確認の不足
契約内容、施工内容、請求内容及び実績報告内容の照合作業が不十分であり、相違を発見することができませんでした。

（３）組織的チェック体制の不備
実績報告書の作成及び提出に当たり、複数人による確認体制や決裁手続が十分に機能していませんでした。
（４）補助金制度に対する認識不足
補助金事業においては、実際に施工された内容と支出内容を正確に確認した上で報告する必要がありますが、その重要性についての認識が不足していました。

６　補助金への影響
補助対象経費及び補助金額への影響については区の確認に従い適切に対応するとともに、必要が生じた場合には補助金の返還等についても誠実に対応いたします。

７　再発防止策
当組合では、本件を重大な問題として受け止め、今後同様の事案を発生させないよう、次の再発防止策を講じます。
（１）工事完了確認手続の強化
工事完了時には必ず現地確認を実施し、施工状況を役員複数名で確認します。
（２）実績報告書作成手順の見直し
契約書、設計図書、見積書、請求書、工事写真及び現地確認結果を照合したうえで実績報告書を作成します。
（３）複数人による確認体制の構築
実績報告書提出前に担当者のみで完結させず、理事長及び複数の役員による確認を行います。
（４）書類保存及び管理体制の強化
補助事業に係る契約書類、写真、検査記録及び支出関係書類を適切に保管し、確認可能な状態を維持します。
（５）コンプライアンス意識の向上
補助金の適正執行に関する認識を共有し、役員及び事務担当者への周知徹底を図ります。

８　お詫び
今回の事案により、区及び関係者の皆様の信頼を損なう結果となりましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。
当組合としては、本件を真摯に受け止め、事実関係の把握と原因究明を徹底するとともに、再発防止策を確実に実施し、今後は補助事業の適正な執行及び報告に努めてまいります。

以上